

# 板橋区立赤塚第二中学校 PTA 会則

## 第一章 名称および事務所

- 第 1 条 この会は、東京都板橋区立赤塚第二中学校 P T A と称する。
- 第 2 条 この会は、事務所を赤塚第二中学校に置く。

## 第二章 目的および活動

- 第 3 条 この会は、保護者と教職員とが協力し、家庭・学校・社会における生徒の幸福や健全な成長を図ることを目的とする。
- 第 4 条 この会は、前条の目的を達成する為に次の活動をする。
- 1 よい保護者、よい教職員になるように努める。
  - 2 生徒の校外における生活を指導し、地域の生活環境をよくする。
  - 3 学校および家庭における教育を正しく理解し、その振興に努める。
  - 4 東京都板橋区立中学校 PTA 連合会の活動に協力する。

## 第三章 方針

- 第 5 条 この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。
- 1 生徒の教育や福祉を目的として活動する他の団体・機関と協力する。
  - 2 特定の政党や宗教に偏ることなく、営利を目的とする様な行為はしない。
  - 3 この会又はこの会の役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。
  - 4 学校の人事その他管理には干渉しない。
  - 5 個人情報「個人情報の保護に関する法律」(個人情報保護法)に則し厳重に保管し、P T A 活動以外の目的では使用しない。

## 第四章 会 員

- 第 6 条 この会の会員は次のとおりとする。
- 1 赤塚第二中学校に在籍する生徒の保護者(P)。
  - 2 赤塚第二中学校の教職員(T)。
  - 3 (P)に該当する者は、便宜上生徒の入学とともに入会とみなし卒業とともに退会となる。
  - 4 (P)および(T)に該当する者は、その自由な意思により、書面の提出を以て入会しないことができ、また書面の提出をもって退会することができる。
- 第 7 条 この会の会員は会費を納めるものとする。

## 第五章 経 理

- 第 8 条 この会の活動に要する経費は、会費によって支弁される。
- 第 9 条 会費は一世帯につき年額 1,800 円とする。会費の変更は総会で承認を得る。

- 第10条 この会の経理は、総会において決議された予算に基づいて行われる。
- 第11条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され承認を得る。
- 第12条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第六章 役員

- 第13条 この会の本部役員は、次のとおりとする。役員は、他の役職・会計監査を兼任しない。但し(T)副会長は、副校長とする。

会長 1名

副会長 若干名 (P 若干名 ・ T 副校長)

書記 3名 (P 2名 ・ T 1名)

会計 3名 (P 2名 ・ T 1名)

- 1 役員の任期は1年とし、最長で連続して3年までとする。役員は、3月末日で引き継ぎを完了する。
  - 2 各役員の人数は目安とし、これを超える、または下回る人数で運営することもできる。各役員の職務は役員間で協力し合って効率的に運用するものとする
  - 3 役員の選任は運営細則に定める。
- 第14条 (P)役員に欠員が生じた場合、役員会にて補充し、総会・運営委員会のいずれかにて報告する。後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第15条 学校長は、学校管理ならびに教育上、この会のすべての会合で発言できる。
- 第16条 会長は次の職務を行う。

- 1 この会を代表し、会務を総理する。
- 2 総会・役員会・運営委員会・予算委員会・臨時委員会を招集する。
- 3 臨時委員会委員を委嘱し、さらにその中より正副委員長を委嘱する。
- 4 アドバイザーを委嘱・招集する。
- 5 必要に応じ、本部役員・係活動関係者を招集することができる。

- 第17条 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は副会長協議の上、その1名が会長職務を代行する。
- 第18条 書記は総会・役員会・運営委員会・臨時委員会の議事録・重要事項等、活動に関する文書の作成・記録・保管をする。
- 第19条 会計は次の職務を行う。
- 1 総会が決定した予算に基づいて、一切の会計事務を処理する。
  - 2 総会において会計監査を経た決算報告をする。
  - 3 この会の財産を管理する。
  - 4 予算案を作成する。

## 第七章 会計監査

第20条 この会の経理を監査するため、(P)若干名・(T)1名の会計監査を置く。

- 1 会計監査の任期は1年とする。
- 2 会計監査の選任は運営細則に定める。

第21条 会計監査は次の職務を行う。

- 1 会計監査会を招集し、総会にて会計監査報告をする。
- 2 役員と共に活動できるが、議決権は有しない。

第22条 会計監査は、必要に応じ臨時会計監査を行うことができる。

第23条 (P)会計監査に欠員が生じた場合、その補充と後任者の任期については、第14条に準ずる。

#### 第八章 本部アドバイザー

第24条 (P)役員・(P)会計監査は引き続き会員であれば退任後1年間、本部アドバイザーとなることができる。

#### 第九章 総会

第25条 総会は全会員で構成され、この会の最高機関である。委任状を含め全会員数の二分の一以上の出席で成立する。

第26条 総会は、定期総会と臨時総会とする。

- 1 定期総会は、年度始めの3ヶ月以内と年度末の3月に開催する。
- 2 臨時総会は、会長が必要とする場合、または会員の十分の一以上の要求により開催する。

第27条 総会の承認事項は次のとおりとする。

- 1 会則の改正。
- 2 活動計画・活動報告。
- 3 予算および決算。
- 4 役員・会計監査の承認。
- 5 会計監査報告。
- 6 その他重要事項。

第28条 総会の議事は、出席者の過半数の賛成で議決する。但し、会則改正は出席者の三分の二以上の賛成で議決する。

第29条 議長は、当日出席の一般会員の中から選任する。但し、一般会員から立候補が出ない場合、および書面総会の場合にはこの限りではない。

#### 第十章 役員会

第30条 役員会は、会長・副会長・書記・会計・会計監査・学校長で構成し、原則として年6回程度開催する。但し、会長が必要とする場合、臨時に開催する。

#### 第十一章 会計監査会

第31条 会計監査会は、会長・会計・会計監査（P・T）で構成し、前年度の決済報告書を審議する。原則として4月末日までに開催する。

## 第十二章 予算委員会

第32条 予算委員会は、会長・副会長（P・T）・会計で構成し、総会に提出する予算案を審議する。原則として4月末日までに開催する。

## 第十三章 運営委員会

第33条 運営委員会は、役員・会計監査・学校長で構成する。また、役員の判断により係活動やボランティア活動の参加者も招集できる。

- 1 活動計画・活動報告・関係者間の連絡調整・総会に提案する議案調整・この会の活動について等、会計監査会・予算委員会・臨時委員会の権限以外の事務を処理する。
- 2 運営委員会は、原則として年3回程度開催する。但し、会長が必要とする場合、または構成員の四分の一以上の要求により、臨時に開催する。
- 3 運営委員会の議事は、出席者の過半数の賛成で議決する。

## 第十四章 係活動について

第34条 この会の活動に必要な事項について調整・立案し、これを実現するために係活動を設置する。その必要事項は運営細則に定める。

- 1 係活動の内容は、運営委員会にて検討し、書面等で会員に報告する。
- 2 人員の過不足には柔軟に対応し、活動の存続を検討する。

## 第十五章 臨時委員会

第35条 会長が必要とする場合、特別な事項について臨時委員会を設置する。

- 1 臨時委員会の委員選出はその都度検討する。
- 2 臨時委員会はその職務を終了したときに解散する。
- 3 正・副委員長は役員会・運営委員会で発言できる。

## 第十六章 顧問

第36条 会長が必要とする場合、顧問を置くことができる。

## 第十七章 PTA 保険について

第37条 この会は PTA 行事総合補償制度に加入する。PTA 会員はこの保険の対象となる。  
(詳細は PTA 行事総合補償制度規約参照)

## 第十八章 運営細則

第38条 この会の運営細則の改正は、総会・運営委員会のいずれかの議決を経て定める。

#### 第十九章 PTAクラブ

第39条 会員の要望により、会員相互の親睦を深め、PTA活動の推進を図るため、PTAクラブを設置できる。PTAクラブの必要事項は、運営細則に定める。

この会則は昭和43年4月1日より施行する。

昭和46年5月14日一部改正  
昭和47年3月23日一部改正  
昭和49年5月25日一部改正  
昭和50年5月17日一部改正  
平成 4年3月 6日一部改正  
平成 9年5月17日一部改正  
平成13年3月 6日一部改正  
平成22年3月11日一部改正  
平成27年3月 4日一部改正  
平成31年3月 5日一部改正  
令和 5年3月 6日一部改正